

第二次北栄町中小企業・  
小規模企業振興基本計画

令和 6 年 3 月

北 栄 町

# 目次

<b>■ 第 1 章</b>	<b>はじめに</b>	<b>2</b>
第 1 節	計画策定の趣旨	2
第 2 節	本計画の位置付け	3
第 3 節	SDGs との関係	5
第 4 節	計画期間	5
第 5 節	計画の進捗管理	6
<b>■ 第 2 章</b>	<b>計画の体系</b>	<b>7</b>
<b>■ 第 3 章</b>	<b>現状</b>	<b>10</b>
<b>■ 第 4 章</b>	<b>課題と施策の展開</b>	<b>19</b>
第 1 節	基本施策の取組方針	19
第 2 節	目標達成を目指した具体的施策	28
第 3 節	今後の展開	37
<b>■ 参考資料</b>		<b>38</b>
1.	北栄町の中小企業・小規模企業振興施策の概要	38
2.	北栄町中小企業・小規模企業振興基本条例	43

# 第1章 はじめに

## 第1節 計画策定の趣旨

北栄町は、恵まれた自然環境のもと、地域資源を活かし、優れた技術、技能、文化を受け継ぎながら産業を発展させ、町民の生活基盤を築き上げてきました。

しかし、地域社会を支える中小企業を取り巻く環境は、若者の定着率の減少・少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少、経済活動の広域化・グローバル化等、また、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、中小企業の売上高は一定程度の回復をしていますが、円安による原油高・原材料高騰など依然として厳しい状況にあります。

このような状況であっても、本町が今後も安定した発展を続け、豊かな町民生活を営むことができる環境を維持するためには、時代の変化に的確に対応した中小企業の持続的な発展が不可欠です。

本町の事業所の大多数を占める中小企業は、雇用や地域経済を支えているだけでなく、地域を守る人材を確保し、災害に強く安心して豊かに暮らせる社会の実現に大きな役割を担っており、事業者、町民、町、支援団体、金融機関及び教育機関が互いの役割を明確にし、町全体で中小企業の振興に取り組んでいくことを目的として平成30年4月に北栄町中小企業・小規模企業振興基本条例（以下、「基本条例」という。）を施行し、基本条例第4条に基づき、令和元年に「中小企業・小規模企業振興基本計画」（計画期間：令和元年度～令和5年度）（以下「第一次基本計画」という。）を策定、中小企業・小規模企業の振興と持続的成長のため、支援施策の総合的な推進を図ってきました。

第一次基本計画の計画期間が終期を迎えることから、令和6年度～令和10年度までを新たな計画期間とする「第二次中小企業・小規模企業振興基本計画」（以下「第二次基本計画」という。）として改定することとし、この第二次基本計画においては、中小企業・小規模企業の持続的な成長に向け、専門的知見を持つ都市部の複業人材の活用によりデジタル化や脱炭素化といった高い専門性やスキルを必要とする課題への対応、地域内の複業人材の掘り起こしによる人材不足の解消を図り、地域全体の活性化を図っていきます。また、第二次基本計画の計画期間中には、令和7年「道の駅ほうじょう」の開業、令和8年山陰道（北条道路）の全線開通（予定）、さらに令和9年には青山剛昌ふるさと館のリニューアルが続き、今後5年間で、北栄町はさらに賑わいが増すと予想されます。県内外から大勢の集客が見込まれる「道の駅ほうじょう」の開業、青山剛昌ふるさと館のリニューアルにより、地場産品・特産物等の地域資源を活用した商品の開

発・販路拡大により商工農林水産業の活性化が見込まれることから事業者に対し支援を行います。しかし、こうした地域の活性化が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少により、今後労働力不足がより一層深刻化していくことが予想されます。引き続き、条例に定める事業者、町民、町、支援団体、金融機関及び教育機関がそれぞれの役割を明確にしなが、これまでの支援施策の成果と課題を踏まえ、条例の基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興が図られるよう中小企業の振興施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

## 第2節 本計画の位置付け

---

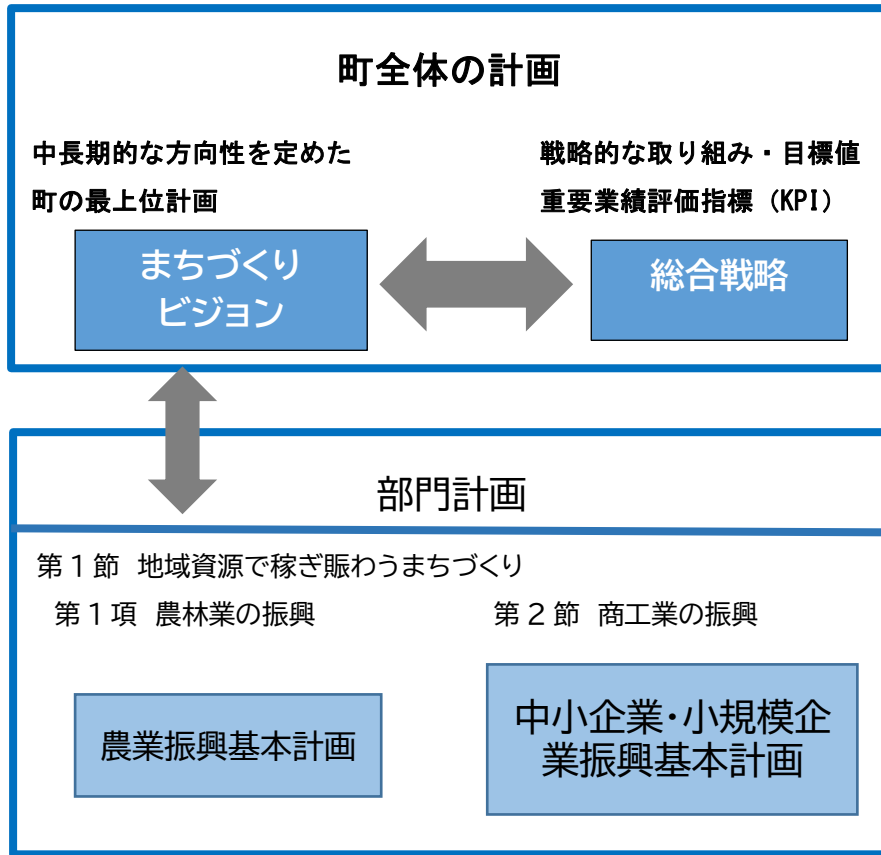
本計画は基本条例第4条の規定に基づき、中小企業・小規模企業（以下、「中小企業等」という）の振興に関する目標や施策を示します。

中小企業等の振興に当たっては、町の最上位計画で中長期的な方向性を定めた「北栄町まちづくりビジョン」、具体的な取り組みと目標値を定めた「北栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられた関連施策とも整合性を保ちながら取り組みをすすめます。

本計画は「北栄町まちづくりビジョン」の部門計画と位置づけます。

北栄町の重点的な取り組みの1つである環境に対する配慮については、「北栄町環境基本条例」及び「環境基本計画」に従って取り組みます。

基本条例では中小企業の定義として「中小企業基本法に規定する事業者」としており、農林漁業も該当となります。



### 第3節 SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた世界共通の目標です。17の目標と169のターゲットで構成され、社会、経済、環境の3つの側面から捉えることのできる「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すものです。

本町の最上位計画である「北栄町まちづくりビジョン」では、将来ビジョン、まちづくりの基本目標、具体的な施策などにSDGsの理念を積極的に取り入れていることから、本計画においてもSDGsの目標の達成に向け、各施策を推進していきます。



《国際連合広報センター》

### 第4節 計画期間

この計画の期間は令和6年度から令和10年度までの5か年とします。

## 第5節 計画の進捗管理

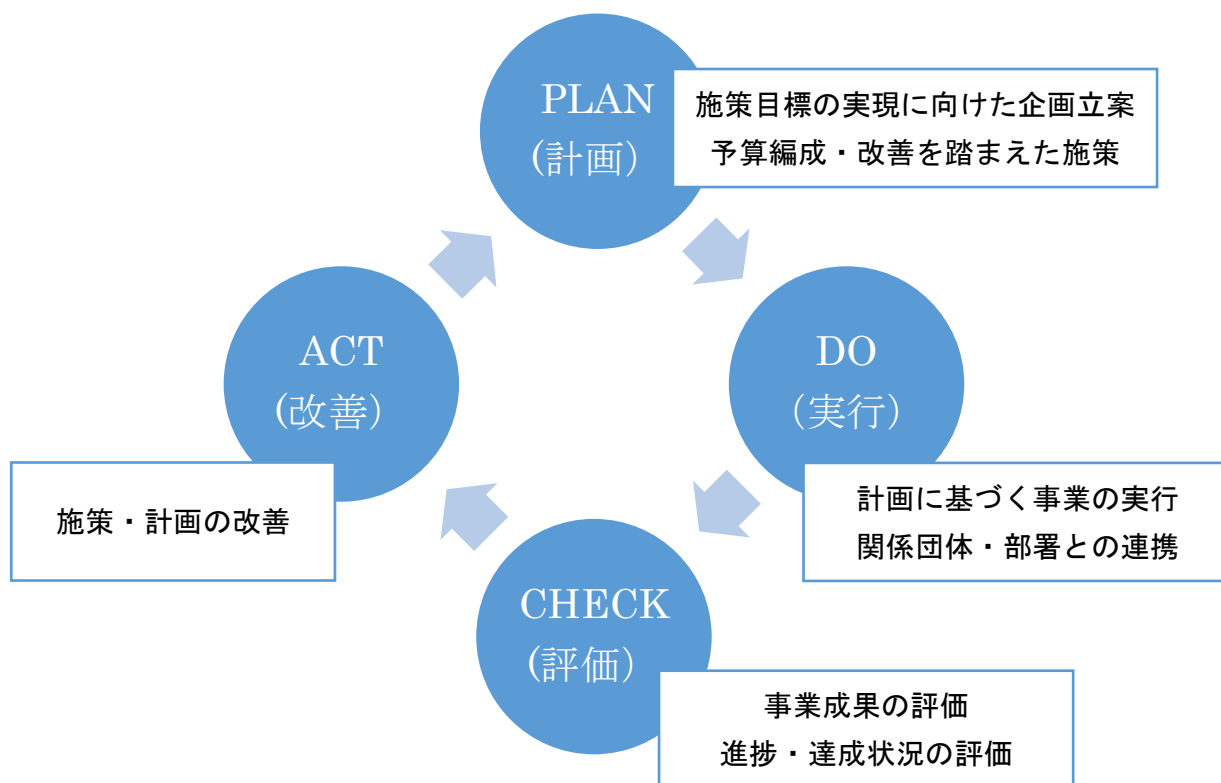
経済状況の変化や計画の進捗状況、国及び県の動向等を見据えながら、基本条例第4条3項により、3年ごとに計画の検討を行い、必要に応じ見直します。

### <計画の進捗管理・効果検証>

計画の進捗管理及び効果の検証については、必要に応じて北栄町中小企業・小規模企業振興基本計画検討委員会で進捗状況を報告するとともに、施策の実施状況については基本条例第15条1項により毎年度、検証、評価を行い、公表します。

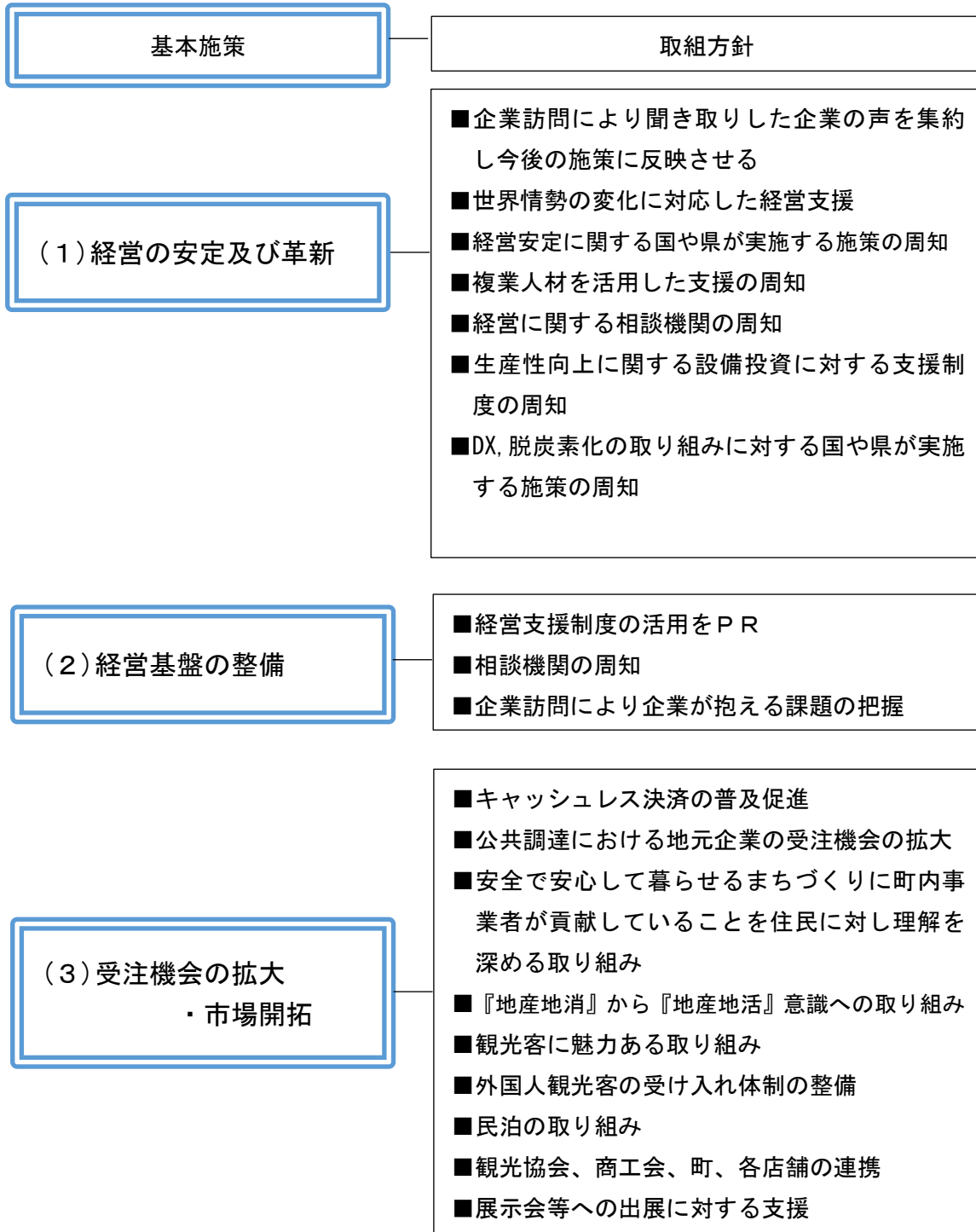
### <PDCAサイクルによる計画の進捗管理>

PDCAサイクルの運用により事業の妥当性や整合性について検証を行います。



## 第2章 計画の体系

～中小企業等の振興に向けた取り組み～



(4) 人材育成・確保  
及び雇用の促進・安定

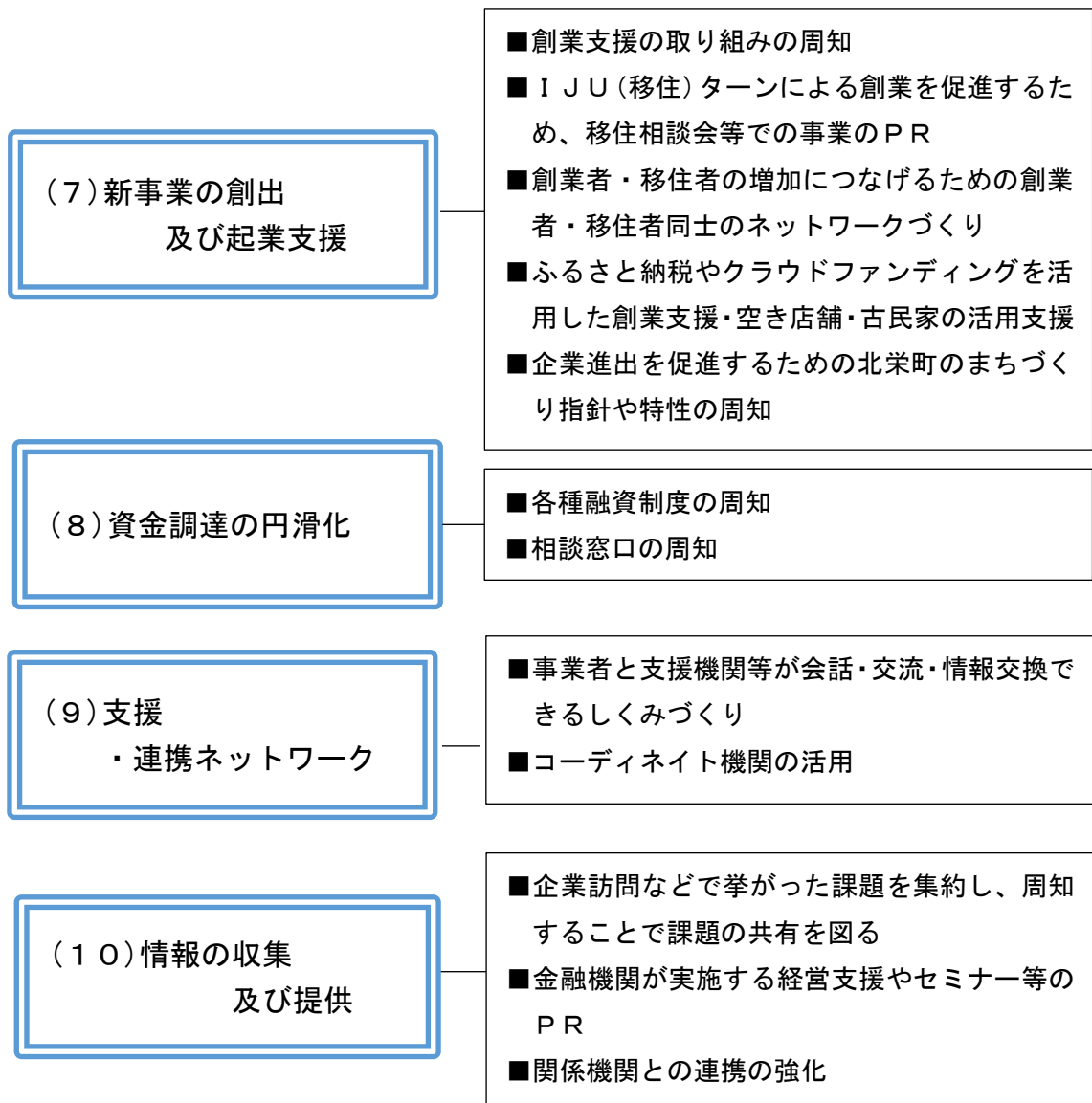
- 企業が求める人材と求職者のマッチングにより定住者・就業者の増加へつなげる
- ハローワーク等と連携し、就職情報を得やすい環境を整える
- 雇用相談窓口の設置や職業能力開発による求職者への支援
- I J U（移住）ターン促進のため、移住相談会で町のPR
- 鳥取県外国人雇用支援制度の周知
- 若年層の就業支援
- 新規雇用を行う企業に対する助成
- 多様な働き方についてニーズ把握
- 複業人材の活用による支援
- 従業員のリスクリング機会の周知

(5) 働きやすい  
職場づくり

- 省力化投資に対する支援
- DXへの取り組みに関する国、県が実施する施策の周知
- 誰もが働きやすい職場づくり
- ワークライフバランス、働き方改革、健康経営に配慮した働きやすい職場づくりの推進
- パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのあらゆるハラスメントの防止に取り組む
- 支援団体へ加入していない事業者に対する加入促進
- 支援窓口の周知

(6) 事業承継の促進

- 承継しやすい環境づくりを進めるための相談窓口の周知
- 鳥取県事業引継ぎ支援センターとの連携
- 空き店舗、工場、倉庫、土地の活用について、個別相談で対応できる体制づくり



## 第3章 現状

### (1) 地理（位置・面積・交通）

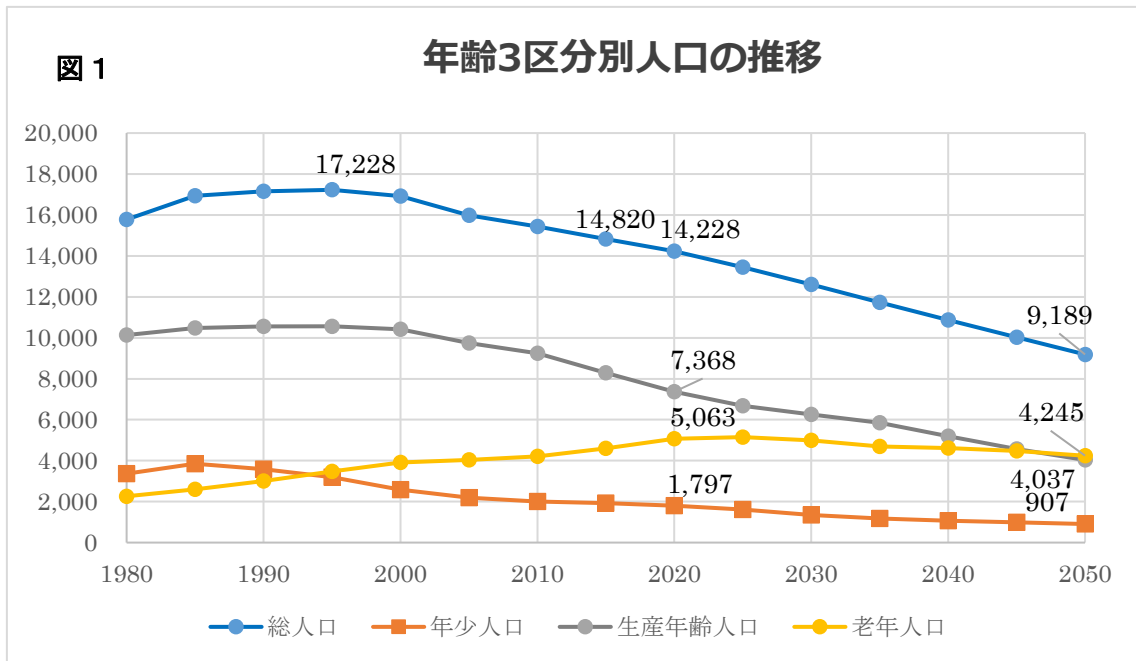
北栄町は鳥取県の中央部に位置し、面積は56.94km<sup>2</sup>です。  
東西に国道9号、南北に国道313号が整備され、交通の利便性の良さを活かして産業を発展させてきました。



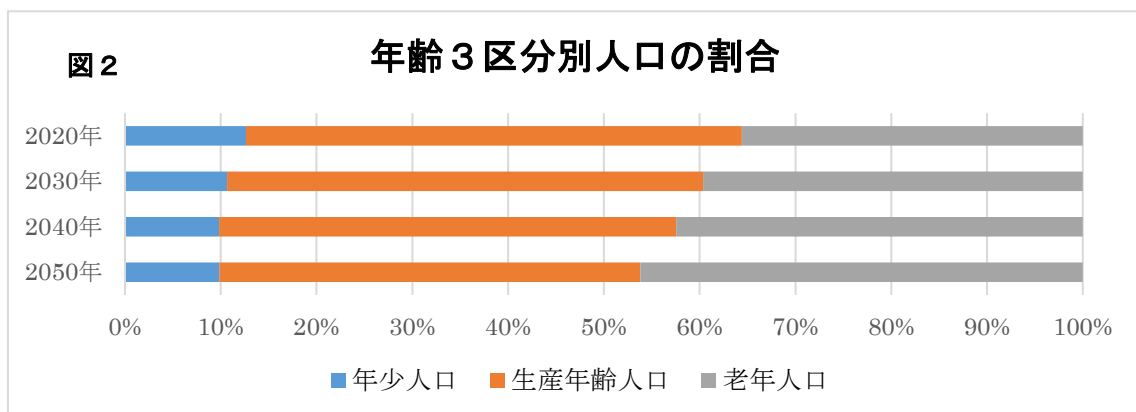
### (2) 人口及び世帯数（人口動態・世帯数・年齢別人口・構成比）

北栄町の人口は、下図の「人口推移（図1）」から分かるとおり、1995年（平成7年）の17,228人をピークとして減少し続け、2015年には14,820人と15,000人を下回り、2050年には、9,189人になると推計されています。

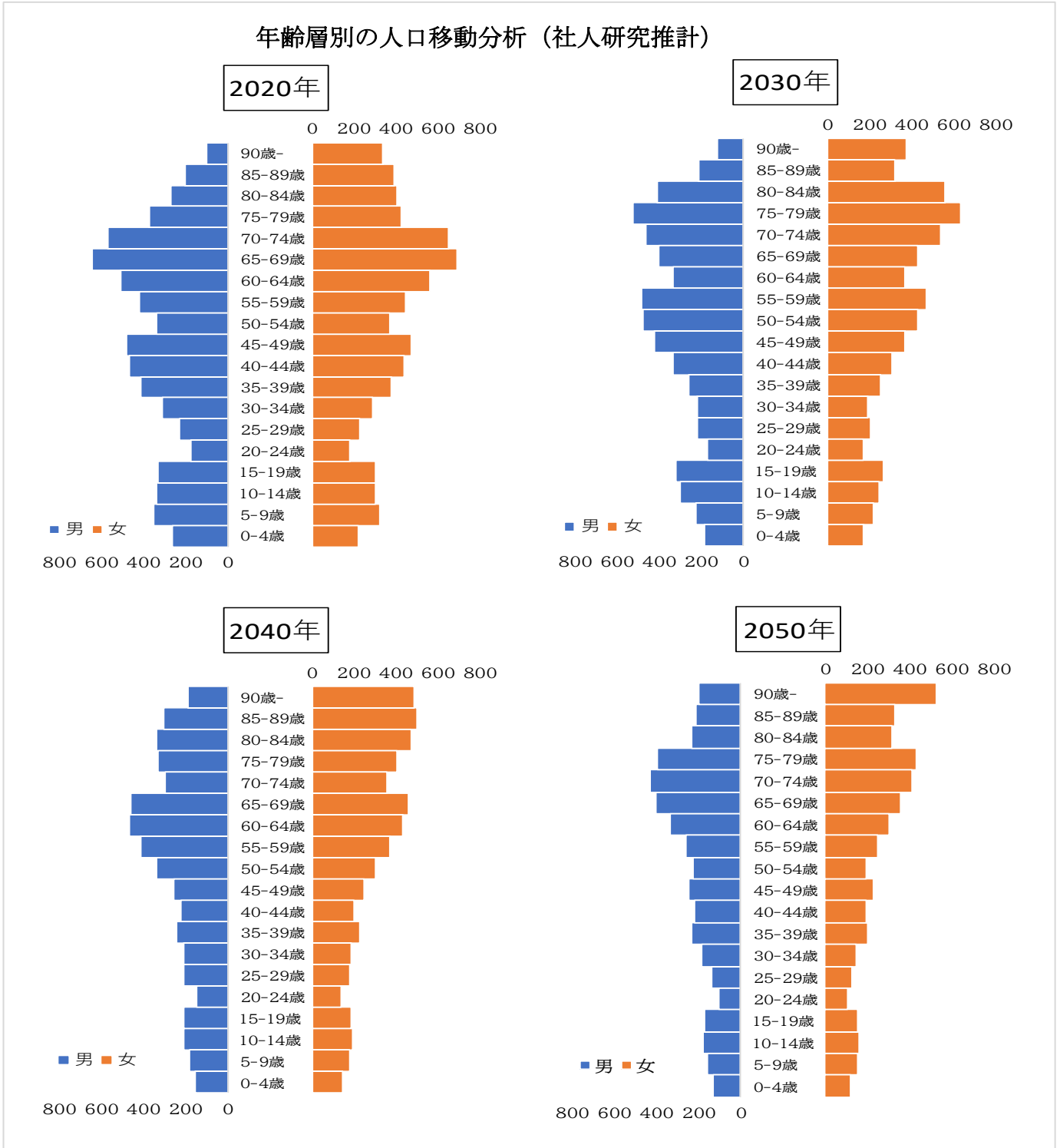
さらに、総人口を「年少人口（0歳～14歳）」、「生産年齢人口（15歳～64歳）」、「老年人口（65歳以上）」の3区分に分けて見ると、年少人口と生産年齢人口は、総人口の傾向と同じように減少を続け、2050年には老年人口が生産年齢人口を上回ると推計されています。



年齢3区分別人口の割合（図2）では、総人口に対する「年少人口（0歳～14歳）」、「生産年齢人口（15歳～64歳）」、「老年人口（65歳以上）」の割合を10年ごとに棒グラフで表しています。この図から、年々老年人口の割合が増加していくことで、2050年には、総人口に占める老年人口割合（65歳以上人口の割合）が、5割近くになることが分かります。



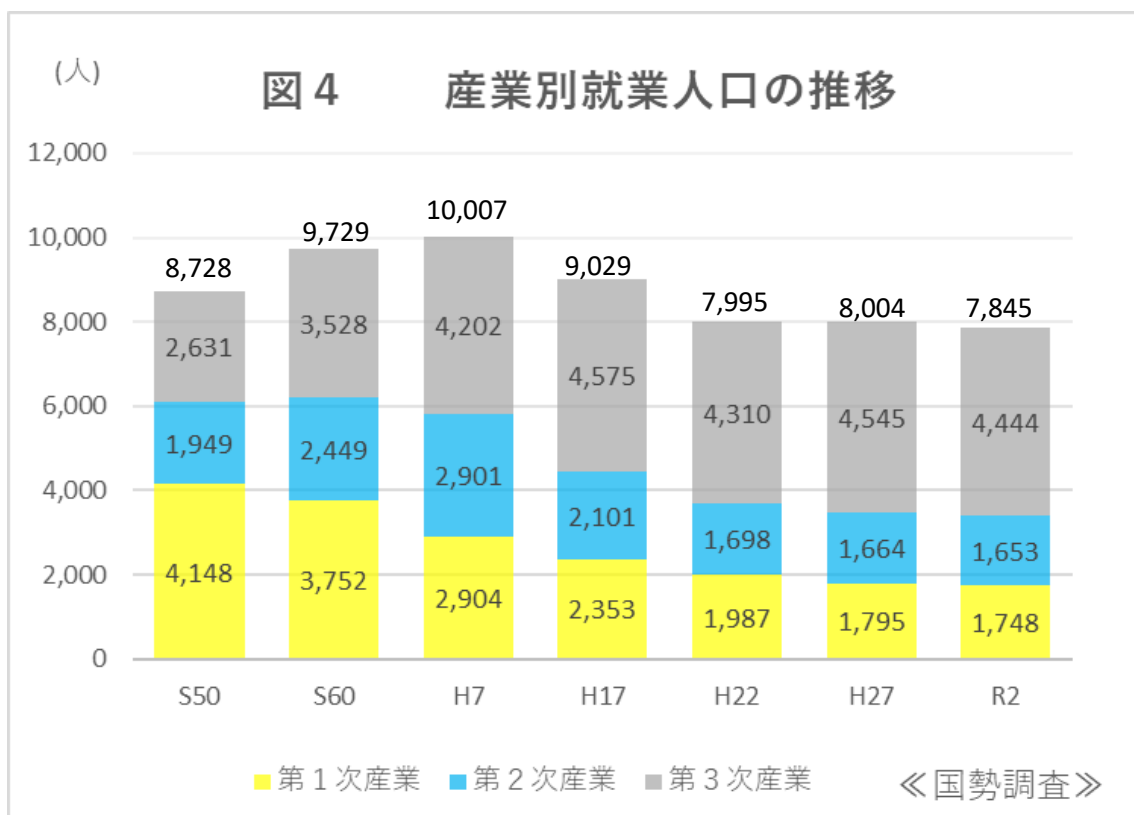
下図「年齢層別の人口移動分析（図3）」からは、若年層の減少、高齢者層の増加が分かります。



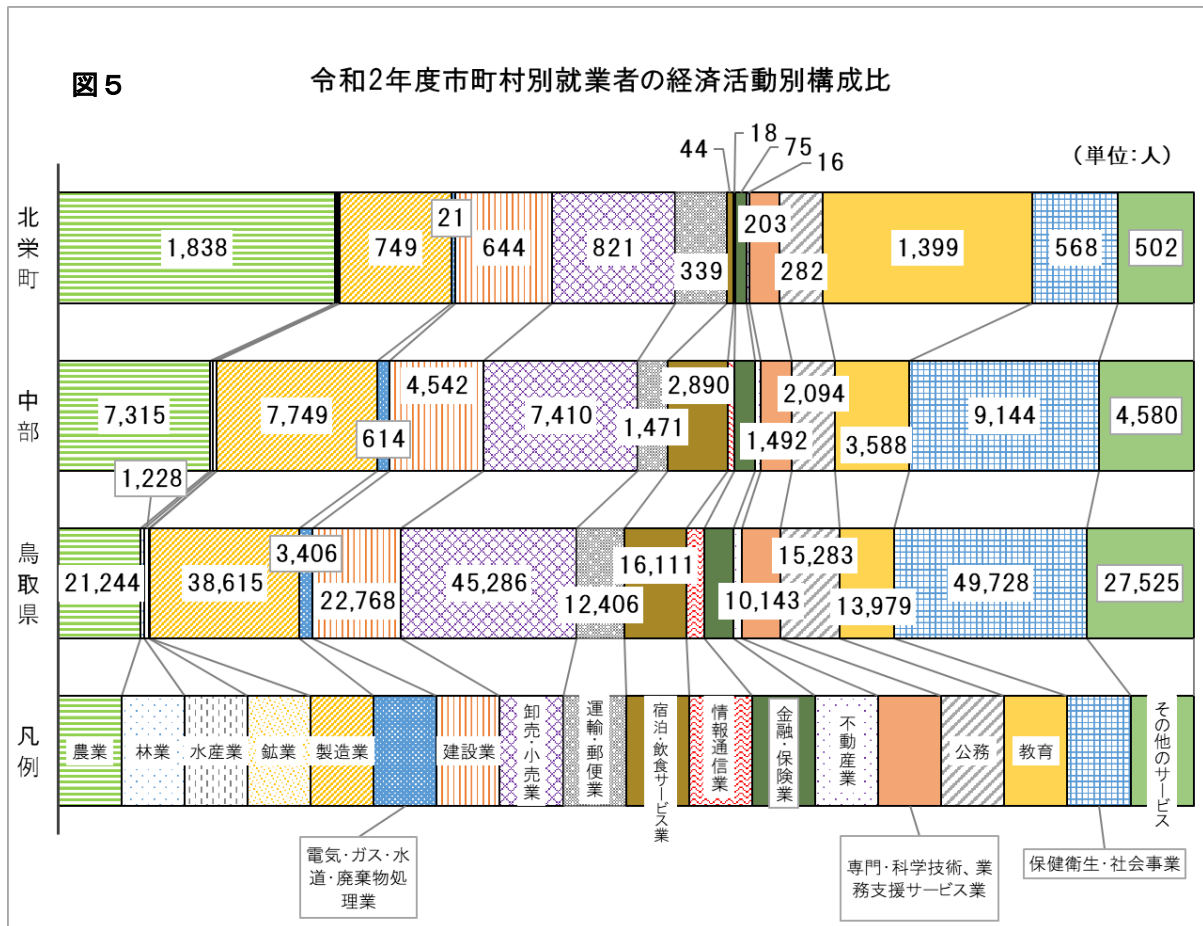
2020年においては、男女とも65歳から74歳の割合が高く、20歳から24歳の割合が低いことが分かります。2030年においては、2020年に高い割合を占めた層がそのまま10年スライドし、75歳から84歳が高くなっています。しかし若年層においては、2030年においても増えることなく、2020年と同様、20歳から24歳が少なくなっています。そして、若年層の人口が低いまま継続し、2050年には、老年人口(65歳以上)の占める割合が高くなると推測されます。

### (3) 産業の動向 (就労者数及び構成比・事業所数・売上額)

北栄町の産業の動向は、下図「産業別就業人口の推移(図4)」から分かる通り、全体的に第1次産業・第2次産業は減少傾向ですが、第3次産業は微増傾向となっています。このことから、産業の推移が「生産業」から「物流・サービス業」へ変化しつつあることが分かります。



さらに細かく産業ごとに労働者分布を表したものが、下図「令和2年度市町村別就業者の経済活動別構成比（図5）」です。この図からは、北栄町は農業・運輸・郵便業・教育で働く人の割合が高いことが分かります。

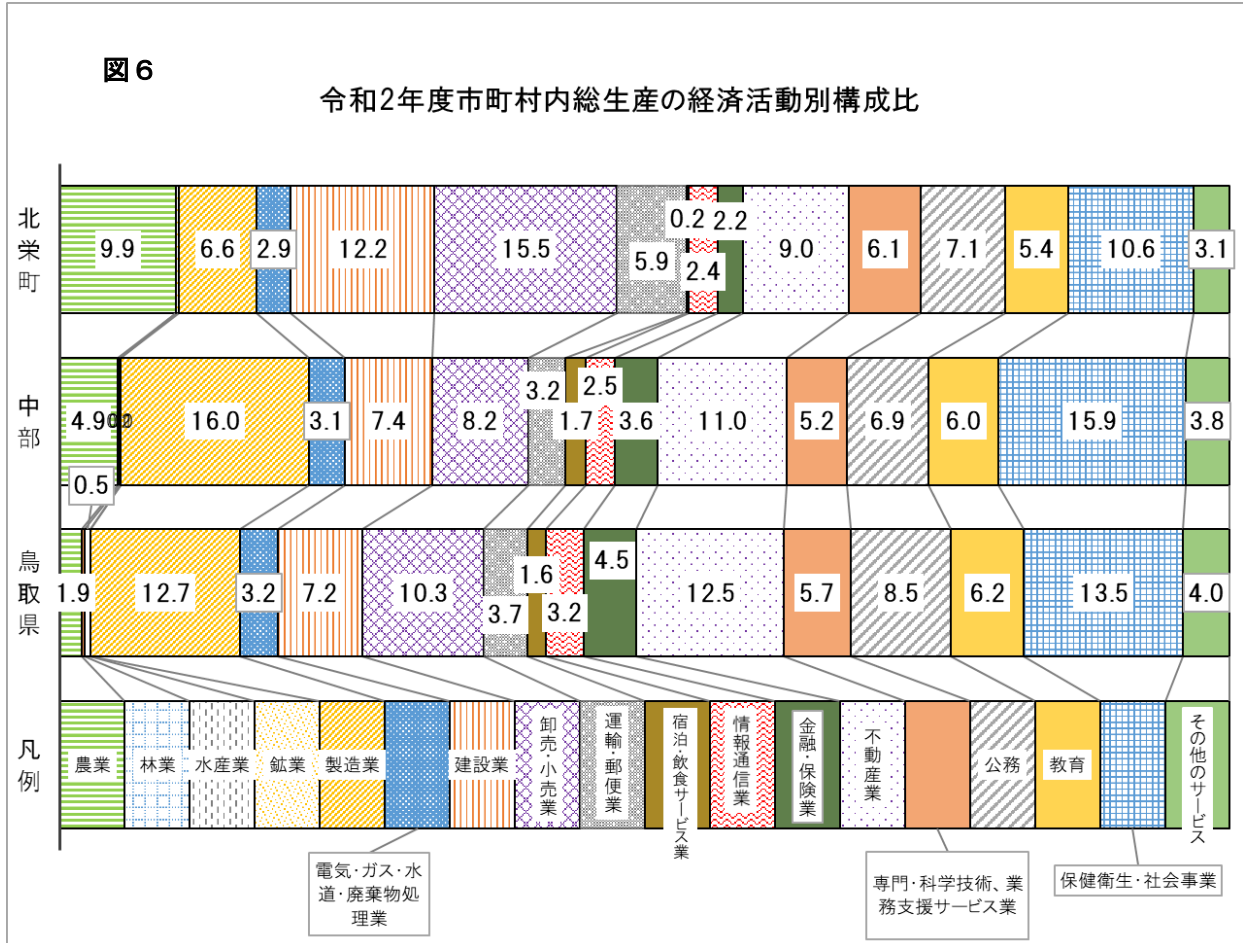


《R2 年度鳥取県市町村民経済計算》

下図「令和2年度市町村内総生産の経済活動別構成比（図6）」が表す「市町村内総生産」とは、1年間に市町村内でおこなわれた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の総額を指します。北栄町の町内総生産は、卸売・小売業、建設業、保健衛生・社会事業、農業の順に割合が高いことが分かります。中でも卸売・小売業は、中部圏域だけでなく県全域の割合と比較しても総生産の割合が高いことが分かります。

町内の事業所数・従業員数・出荷額の推移に目を向けると、工業事業所については事業所数・従業員数の大幅な変化はないものの、出荷額が増加傾向にあることが分かります。（図7）しかし、商業事業所については、平成28年から令和3年にかけて事業所

数・販売額が減少傾向にあることが分かります。(図8)



《R2 年度鳥取県市町村民経済計算》

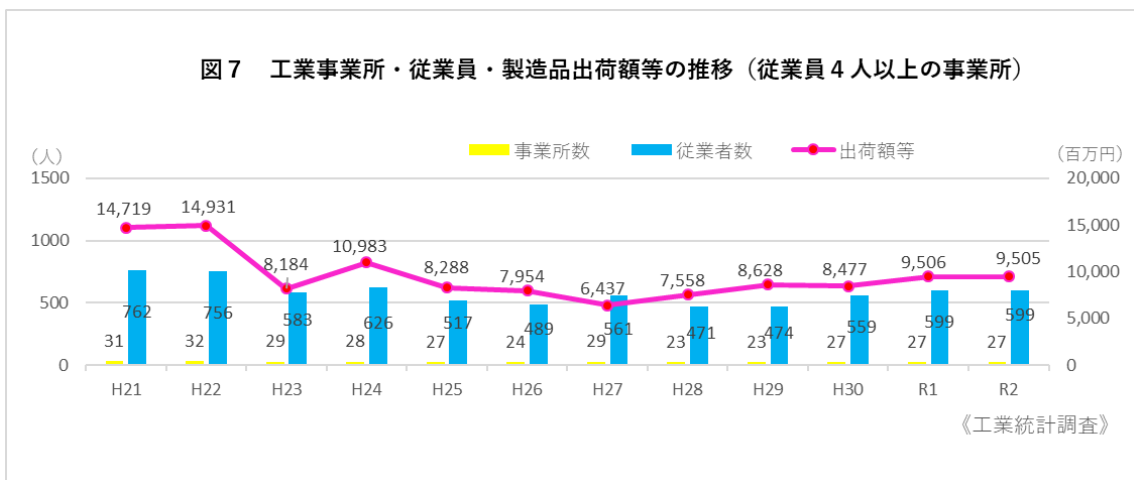
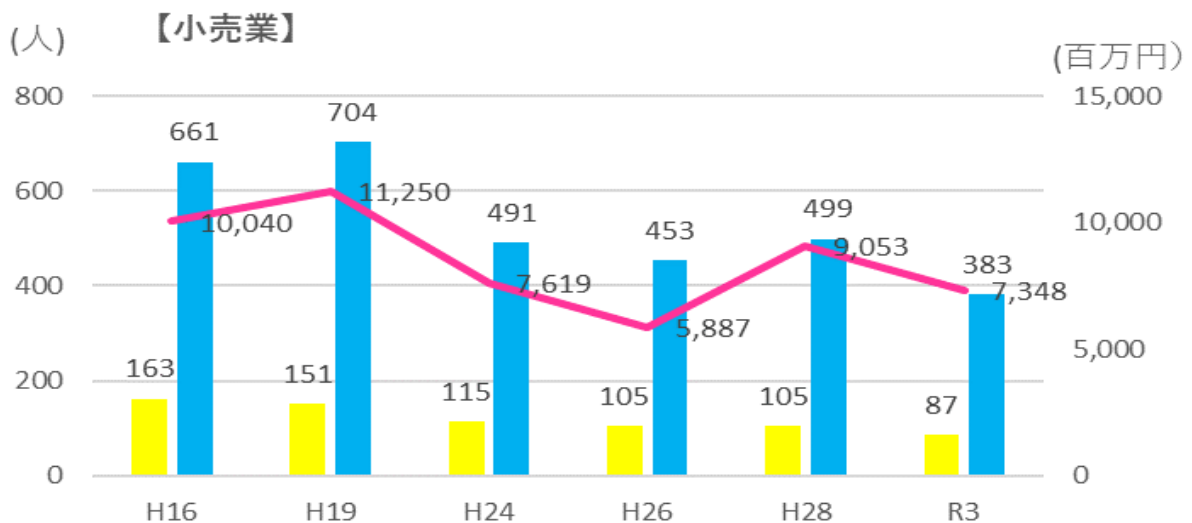
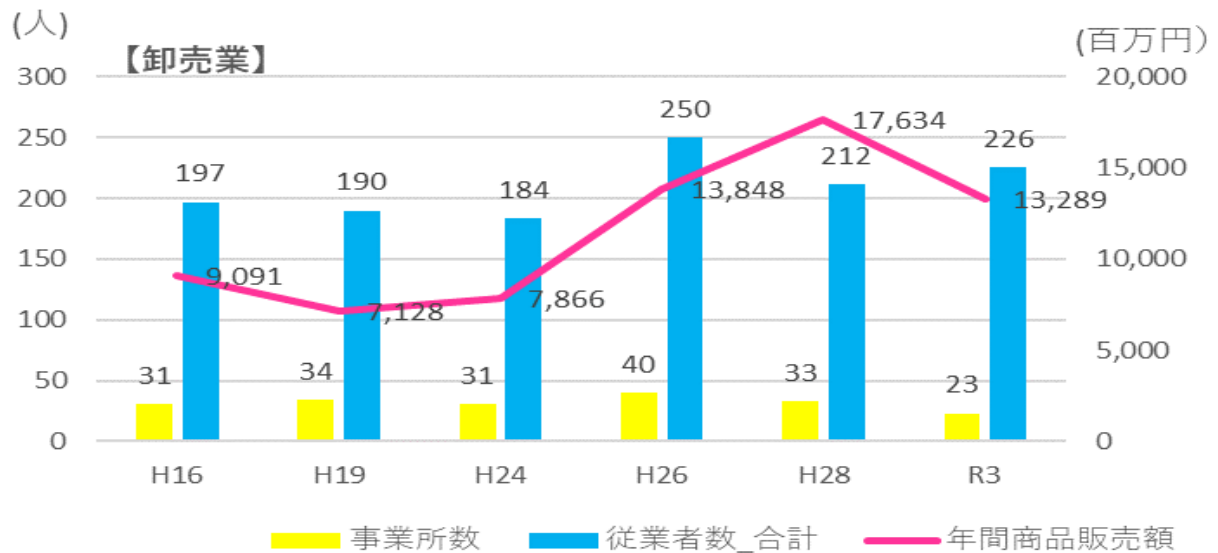


図8

商業事業所・従業員・商品販売額等の推移



《商業統計調査・経済センサス》

(4) 町民の意識 (令和元年12月) 町民アンケートより)

令和元年12月に当計画の主軸となっている「北栄町まちづくりビジョン」の第2期計画を作成するにあたり町民アンケート、中学生アンケートを実施しました。

その中で、当町の産業に対する町民の回答は次のとおりです。

まず、「中小企業の活性化対策」について、下図9のとおり町民の47.8%が

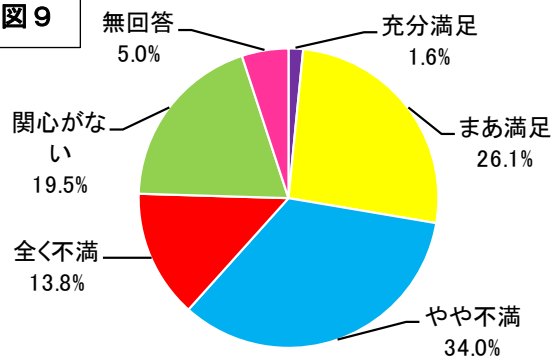
「やや不満」または「まったく不満」、19.5%が「関心がない」と回答しており、さらに、図10では中小企業が活性化するための対策が今後必要かどうかに対し、町民の74.9%が「非常に必要」または「必要」と回答していることが分かります。

次に、「雇用の場の確保など勤労者対策」については、下図11のとおり町民の56.6%が「やや不満」または「まったく不満」と回答しており、さらに、図12では勤労者対策が今後必要かどうかに対し、町民の74.9%が「非常に必要」または「必要」と回答しています。

### 23. 中小企業の活性化対策

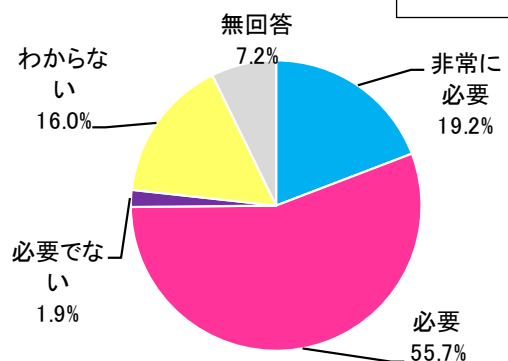
選択項目	人数	構成比
充分満足	5	1.6%
まあ満足	83	26.1%
やや不満	108	34.0%
全く不満	44	13.8%
関心がない	62	19.5%
無回答	16	5.0%
合計	318	100.0%

図9



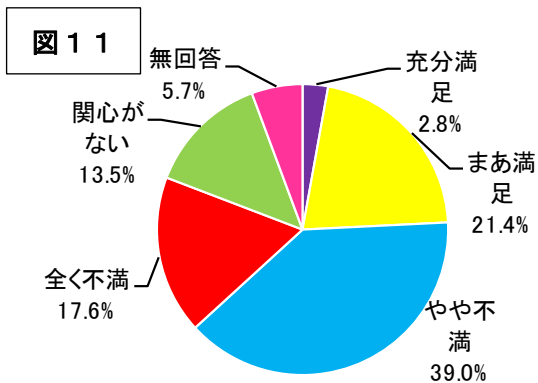
選択項目	人数	構成比
非常に必要	61	19.2%
必要	177	55.7%
必要でない	6	1.9%
わからない	51	16.0%
無回答	23	7.2%
合計	318	100.0%

図10

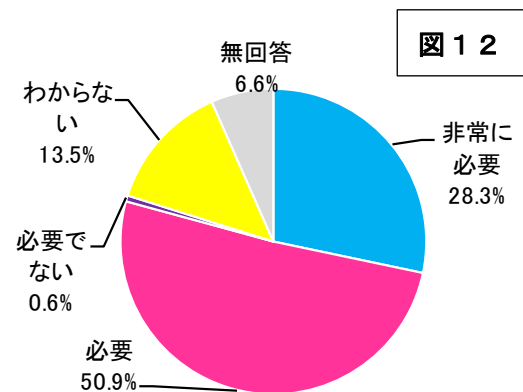


## 24.雇用の場の確保など勤労者対策

選択項目	人数	構成比
充分満足	9	2.8%
まあ満足	68	21.4%
やや不満	124	39.0%
全く不満	56	17.6%
関心がない	43	13.5%
無回答	18	5.7%
合計	318	100.0%



選択項目	人数	構成比
非常に必要	90	28.3%
必要	162	50.9%
必要でない	2	0.6%
わからない	43	13.5%
無回答	21	6.6%
合計	318	100.0%



(記述式の回答より)

- ・人口減少への歯止めとして子育てのしやすさ、雇用の場の確保は急ぎます。(50歳代)
- ・息子は地元に戻ってくるつもりで都会の学校へ行っています。ただ、北栄町を含めた近隣の町では希望している職の募集が少ないため、帰れるかどうか不安をもっています。(50歳代)
- ・企業誘致と賃借物件をすすめて活力ある町にして頂き、若い人が住む町にしてほしいです。(60歳代)
- ・企業や工場等が少なく、若者の働く所が少ない。従って、飲食店等も少なく、他町へ行ってしまう。(70歳以上)

(R1.12 町民アンケートの結果)

## 第4章 課題と施策の展開

北栄町中小企業・小規模企業振興基本条例第5条に制定した基本施策に従い、課題に対する施策の方向性と取組方針を示し町・事業者・町民・支援団体が役割を明確にして取り組めます。

### 第1節 基本施策の取組方針

#### (1) 中小企業・小規模企業の経営の安定及び革新に関する施策

##### <課題>

道路交通網の発達やインターネットを通じた通信販売等の取引の普及により町内での消費が減少傾向にあります。さらに、人口減少による企業の人手不足や円安による原油高・原材料高騰など事業環境が厳しい中、中小企業にもDX化による省力化や業務の効率化、生産性向上や、地球温暖化対策・資源の有限性への対処として、脱炭素化の取り組みが求められ始めています。環境に配慮した事業経営を行うことで企業のイメージ向上だけでなく、コスト削減にも繋がることから、経営とのバランスをみながら積極的に脱炭素化に取り組むことが必要です。しかし、その分野でのスキルやノウハウを持った人材が不足しがちです。また、社会情勢の変化は、中小企業にとって事業継続や成長に大きな影響を与えることがあるため、経営戦略の見直しが必要とされています。

##### <施策の方向性>

経営安定に関する相談機関の周知や経営革新に取り組む事業者に対し、各種支援策を受けるための前提となる計画承認を行うほか、必要に応じてフォローアップを実施します。

直面する課題に対し外部人材を登用し、経営課題の解決や事業展開の進展を図る事業者に対し支援をします。

DX、脱炭素化への取り組みに関する国、県、町が実施する施策の周知を行います。

<取組方針> ※【 】書きは、役割分担

- ・企業訪問により聞き取りした企業の声を集約し今後の施策に反映させる【町】
- ・世界情勢の変化への対応、持続的成長を目指すための経営支援【商】
- ・経営安定に関する国、県が実施する施策の周知【町】【商】
- ・DX、脱炭素化への取り組みに関する国、県が実施する施策の周知【町】【商】
- ・複業人材を活用した支援についての周知【町】【商】
- ・経営に関する相談機関の周知【町】【商】
- ・生産性向上に関する設備投資に対する支援制度の周知【町】【商】

(2) 中小企業・小規模企業の経営基盤の整備に関する施策

<課題>

人手不足、売り上げの減少、顧客層の変化など様々な課題がある中で、経営基盤を強化する取り組みや相談体制、ネットワークを知らない事業者への周知が必要です。

<施策の方向性>

各分野で抱える課題を把握し、経営安定や事業再建など様々な内容の相談に広く応じることができる相談機関の周知を行います。

<取組方針>

- ・経営支援制度の活用を周知【町】【商】
- ・相談機関の周知【町】【商】
- ・企業訪問により企業が抱える課題の把握【町】【商】

(3) 中小企業・小規模企業の受注機会の拡大・市場開拓に関する施策

<課題>

災害に強いまちづくりには、地元建設業者が大きな役割をはたしていることを町民・町・事業者等が再度認識する必要があり、町内業者への発注の理解、町民が住宅修繕等で継続的に安心して地元業者を活用するしくみづくりが必要です。

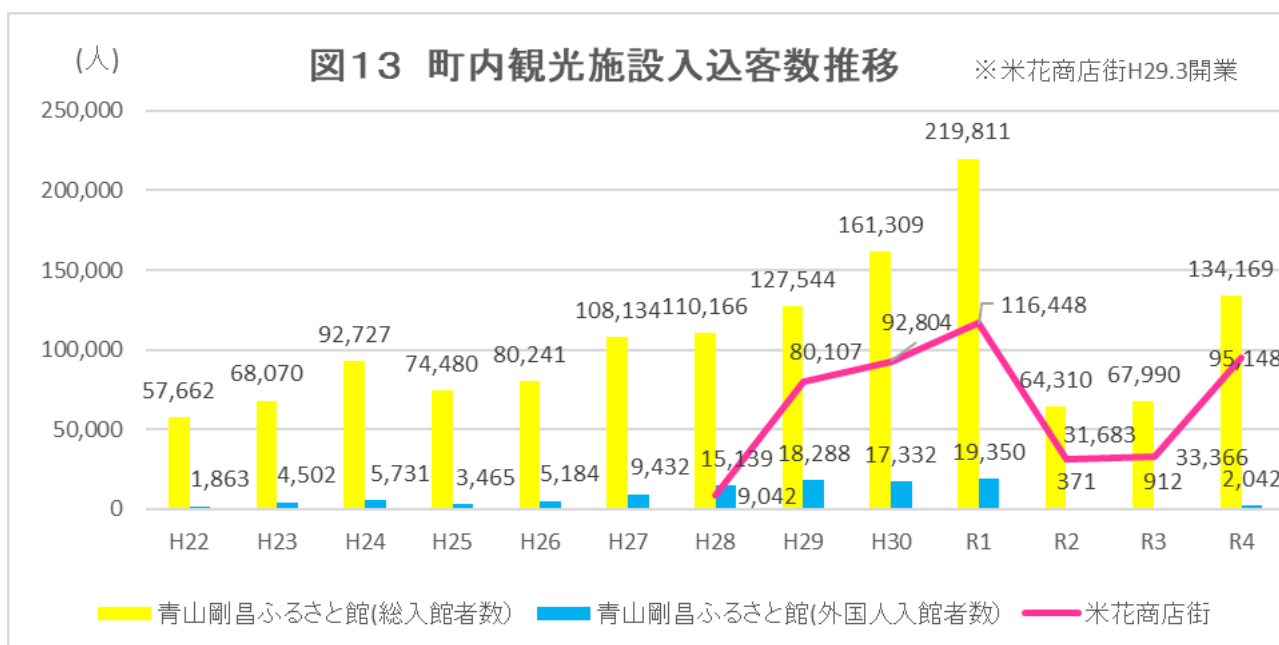
さらに、地域の賑わい創出と地域の魅力発信による観光客の呼び込みも必要

です。

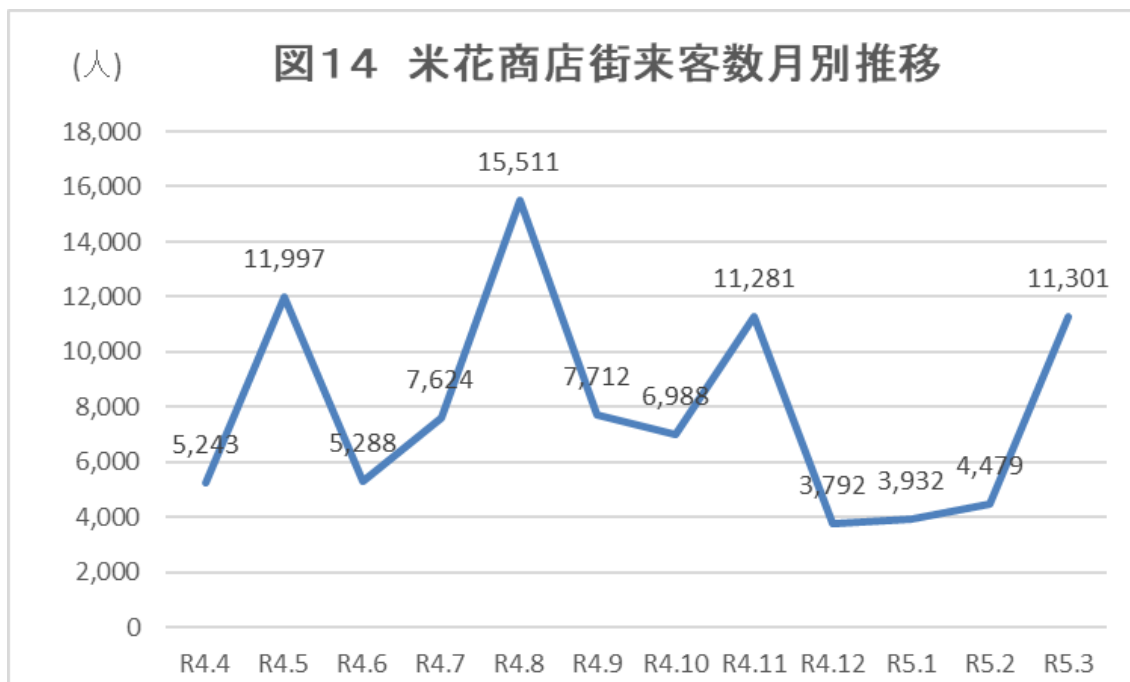
<施策の方向性>

地域の事業者配慮した発注や市場開拓に向け、地域内循環の拡大に取り組みます。さらに、インバウンドへの取り組みやキャッシュレス決済（電子マネー付きポイントカード「ほくほくカード」）の推進により町内の消費を高めま

す。  
観光客に関するデータを見ると、下図「町内観光施設入込客数推移（図13）」から新型コロナウイルス感染拡大以前の本町を訪れる外国人観光客が年々増加傾向であったことが分かります。



また下図「米花商店街来客数月別推移（図14）」からは、繁忙期（夏休み等）とそれ以外の観光客の数が分かります。年間を通して一定の来客数を維持できるようにこの数値を増加させる取り組みを検討する必要があります。



<取組方針>

- ・キャッシュレス決済の普及促進【町】【商】
- ・公共調達における地元企業の受注機会の拡大【町】
- ・安全で安心して暮らせるまちづくりに町内事業者が貢献していることを住民に対し理解を深める取り組み【町】
- ・「地産地消」から「地産地活」意識への取り組み【町】【商】
- ・観光客に魅力ある取り組み【町】【商】
- ・外国人観光客の受け入れ体制の整備【町】
- ・民泊の取り組み【町】
- ・観光協会、商工会、町、各店舗の連携【町】【商】
- ・展示会等への出展に対する支援【町】

(4) 中小企業・小規模企業の人材育成・確保及び雇用の促進・安定に関する施策

<課題>

2030年には人口の1/3が65歳以上の高齢者になり、労働力人口の減少が懸念され、644万人の人手不足になると予測されています。北栄町においても労働力・後継者の確保が大きな課題となっています。限られた労働力人口において新たな働き手を確保するために、多様な働き方を望む者への支援も必要とな

ってきます。町内事業者は複業、短時間労働、リモートワーク等多様な労働形態も視野に入れながら新たな人材を採用するとともに、従業員が時代の変化に対応した必要な知識やスキルを身につけるためのリスクリングを進める必要があります。また、雇用の確保にむけて賃金引上げに向けた取り組みも視野にいれなければなりません。

その他にも、将来を見据えて地域の子どもたちに向けた地域の事業者を知る機会と職場観の醸成を図る必要があります。

#### <施策の方向性>

雇用の確保に向け、雇用のミスマッチを解消し、企業が求める人材と働きたい職場のマッチングが円滑に進むよう、各種就職支援策の充実を図ります。併せて、IJUターン促進の取り組みにより、県外からの人材の確保を図るとともに、外国人雇用を検討する中小企業に対し、鳥取県が取り組んでいる外国人雇用支援制度を案内します。

事業者の経営課題を捉えた知見のある外部人材の活用並びに商工会による経営支援により既存の従業員に対するリスクリングを支援します。

企業における賃金引上げに向けた取り組みに活用いただける施策を周知します。

教育機関と連携し、児童及び学生へ適正な職業観・勤労観を醸成することで、幼い頃から地域の職場を身近に感じる機会の創出に努めます。

#### <取組方針>

- ・企業が求める人材と求職者のニーズを把握しながら、マッチングアプリ等を活用した定住者・就業者の増加へつなげる【町】【商】
- ・ハローワーク等と連携し、就職情報を得やすい環境を整える【町】
- ・雇用相談窓口の設置や職業能力開発による求職者への支援【町】
- ・IJUターンを促進するため、移住相談会等で北栄町のPR【町】
- ・鳥取県外国人雇用支援制度の周知【町】
- ・若年層の就業支援【町】
- ・新規雇用を行う企業に対する助成【町】
- ・賃金引上げに向けた施策の周知【町】【商】
- ・多様な働き方についてニーズ把握を行い、複業や短時間労働等により労働力の確保に繋げる【商】
- ・経営課題の解決に向けた複業人材活用を行う企業に対する支援、周知【町】
- ・経営支援による既存の従業員のリスクリング機会の周知【商】

- ・学校教育における職場体験活動による職業観、勤労観の醸成【町】【教育機関】

## (5) 中小企業・小規模企業の働きやすい職場づくりに関する施策

### <課題>

人材不足による業務量の増大や高齢者や障がいのある人、女性、だれもが働きやすい環境を整えることが課題となっています。

### <施策の方向性>

働きやすい労働環境や、働きがいのある職場環境の整った企業が多くなるよう啓発活動などを通して仕事と生活の調和がとれた労働環境の確保の取り組みを推進します。

DXを進めることで、業務効率化や生産性の向上を図り、労働の負担軽減を図ります。

### <取組方針>

- ・省力化投資に対する支援
- ・DXへの取り組みに関する国、県が実施する施策の周知【町】【商】
- ・高齢者や障がいのある人、女性、だれもが働きやすい職場づくり【町】【商】  
【中小企業・小規模企業、以下【企】】
- ・ワークライフバランス、働き方改革、健康経営に配慮した働きやすい職場づくりの推進【町】【商】
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのあらゆるハラスメントの防止に取り組む【町】【商】【企】
- ・支援団体へ加入していない事業者に対する加入促進【商】  
→共済等の福利厚生を活用することにより、雇用環境の改善を図る。
- ・働き方改革サポートオフィス鳥取、とっとり働き方改革支援センターによる支援窓口の周知【町】【商】

## (6) 中小企業・小規模企業の事業承継の促進に関する施策

### <課題>

若年層を中心とした就業者の減少により経営者の高齢化及び後継者不足が

進み店舗の改修が困難であったり、空き店舗が増加したりしています。さらには、技術者の高齢化と技術の伝承も深刻な問題となっています。

<施策の方向性>

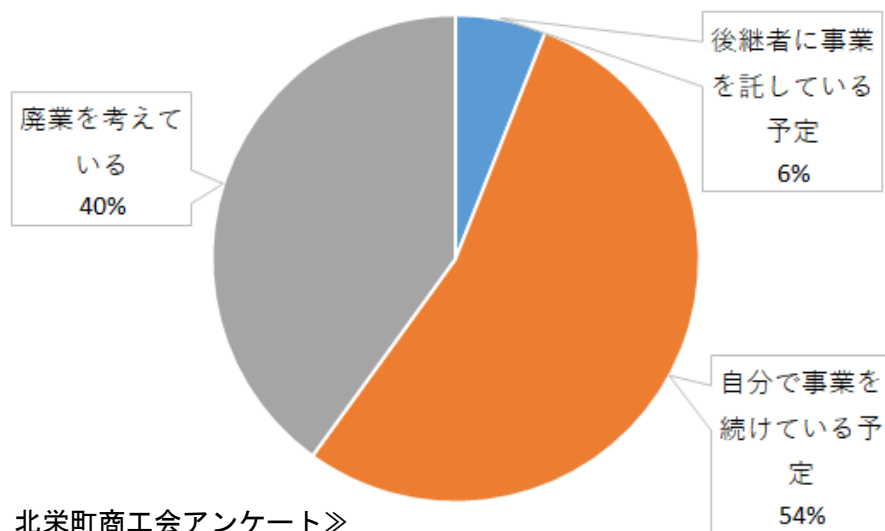
事業承継の相談窓口の周知及び活用を推進し、円滑な事業承継を促進します。

<取組方針>

- ・ 承継しやすい環境づくりを進めるための相談窓口の周知【町】【商】
- ・ 鳥取県事業引継ぎ支援センターとの連携【町】【商】
- ・ 空き店舗、工場、倉庫、土地の活用について、個別相談で対応できる体制づくり【町】

<参考> 事業承継アンケート（対象：町内の個人事業主等）

「10年後どうしていますか？」の問いに対して、40%の事業者が「廃業を考えている」と回答しています。



《R3.3月 北栄町商工会アンケート》

## (7) 新事業の創出及び起業支援に関する施策

### <課題>

顧客ニーズの変化へ対応するため新たな分野での事業展開が必要です。

### <施策の方向性>

事業者の創業及び雇用の創出実現に向け、本町が取り組む創業支援制度の周知に努めます。

### <取組方針>

- ・ 創業支援の取り組みの周知【町】【商】
- ・ I J Uターンによる創業を促進するため、移住相談会等での事業の周知【町】【商】
- ・ 創業者・移住者のネットワーク、交流促進による次の創業・移住者の増加へつなげる。【町】
- ・ 商工業に必要な用地の確保を検討【町】
- ・ ふるさと納税等の国の施策、クラウドファンディングを活用した創業支援・空き店舗・古民家の活用支援【町】【商】
- ・ 北栄町のまちづくり指針や特性を周知し、企業進出を促進【町】

## (8) 中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策

### <課題>

事業継続・変化する社会情勢に対応するため、各種融資制度の活用や資金調達に関する相談機関との連携が必要です。

### <施策の方向性>

円滑な資金調達を支える各金融機関が取引先である中小企業・小規模企業に対して中小企業支援施策を積極的に情報提供できるよう、様々な機会を通じて情報交換・意見交換ができるよう体制を構築していきます。

### <取組方針>

- ・ 各種融資制度の周知【町】【商】
- ・ 相談窓口の周知【町】【商】

## (9) 中小企業・小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築

### <課題>

支援団体へ加入していない事業者に対する加入促進やネットワーク、相談体制の周知が必要です。

### 北栄町商工会加入率（商工会実態調査より）

中小企業 71.2%  
（うち、小規模企業は85.9%）

※北栄町商工会会員数 400社  
※町内中小企業数 532社  
（うち、小規模企業は457社）

R5.3.31時点

### <施策の方向性>

支援団体との連携及びネットワーク構築に努めます。

### <取組方針>

- ・事業者と支援機関等が交流・情報交換できるしくみづくり【町】【商】
- ・コーディネート機関の活用【町】【商】

## (10) 中小企業・小規模企業に関する情報の収集及び提供

### <課題>

支援施策を有効に活用して事業を拡大していただくために支援制度並びに相談窓口の周知をする必要があります。

### <施策の方向性>

支援団体を通し、有意義な情報の収集ができるよう支援団体への加入促進を

行うとともに制度の周知に努めます。さらに、企業が抱える課題をみんなで共有できるように企業訪問で得た情報を個人情報に配慮しながら集約します。

#### <取組方針>

- ・企業訪問などで挙げた課題を集約し、周知することで課題の共有を図る【町】【商】
- ・金融機関が実施する経営支援やセミナー等の周知【町】【商】【金融機関】
- ・関係機関との連携の強化【町】【商】【金融機関】

## 第2節 目標達成を目指した具体的施策

### (1) 企業の経営革新に向けた取り組み

企業が成長し、持続的に発展していくには老朽化した設備の更新や経営課題を解決するため最新設備の導入を行う必要があります。そこで設備投資を行う企業に対する減免制度等の周知および支援を行い、企業の経営力増進を図ります。

また、外部人材を登用し経営課題の解決や事業展開の進展を図る事業者を支援します。そして、複業をはじめ、地域貢献等の多様な形で、地域と関わりを持つ都市部人材の知識・知見により経営課題の解決を図れるよう都市部企業との連携を行います。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R4 実績)	目標値 (R10 目標)	SDGs
町内企業の経営革新に関する計画認定件数（地域未来投資法、先端設備導入基本計画等）	1社	5社/5年	
町内企業増設社数（企業立地促進奨励金申込み件数）	2社/年	20社/5年	

《第2次北栄町まちづくりビジョン》

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R4 実績)	目標値 (R10 目標)	SDGs
はじめての複業活用支援 補助金申請件数	0 件	15 件	

### (2) 企業訪問による各分野で抱える課題の把握

北栄町商工会と鳥取県中部商工会産業支援センターが実施したアンケート等を活用し、企業訪問を実施します。そこで聞き取りした企業が抱える課題を集約し、町内事業所に周知することで同じ課題を多くの事業所が抱えていることを認識し、町全体の課題として取り組みます。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R4 実績)	目標値 (R10 目標)	SDGs
町内企業への訪問件数 ※町実施分	24 社	200 社/5 年	

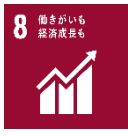
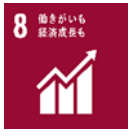

《第2次北栄町まちづくりビジョン》

### (3) 観光客に魅力ある取り組み

観光協会・商工会・町・各店舗が連携し、観光客の滞在時間を長くする仕掛けづくりが必要です。観光客が「あと1箇所行ってみよう」と思う仕掛けの他、休憩場所の検討、まち歩きマップ、看板による店舗の紹介に取り組みます。

外国人観光客の受入体制の整備や飲食店、物販店、民泊につながる取り組みを検討するなど外国人観光客に対しても魅力ある町となるよう取り組みます。

さらに、観光客のニーズ調査、アンケートを実施し関係機関との意見の共有に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R4 実績)	目標値 (R10 目標)	SDGs
青山剛昌ふるさと館入館者数 (インバウンド受入数)	12万5千人/年 (2千人/年)	20万人/年 (3万人/年)	
町内主要観光施設入込客数	55万8千人/年	80万人/年	
鳥取県中部圏域観光入込客数	126万5千人/年 (R3年)	200万人/年	
民泊事業者の増加	0事業者	2事業者	

《第2次北栄町まちづくりビジョン》

#### (4) 米花商店街を地域の財産として活用する意識


観光協会と連携し、米花商店街を含む町内飲食店のマップ作成や、スタンプラリーの実施など、米花商店街の観光客が他の飲食店や物販店にもつながるような仕組みづくりに取り組みます。

#### (5) 地域内循環の拡大に向けた取り組みの推進

##### ① 地域内循環を推進する町の姿勢を内外にPRする取り組み

町のイベント・講演会等の参加者に対して「ほくほくカード」に公共ポイントを付与し、加盟店での買い物に利用してもらうことにより地域コミュニティの醸成を図ります。

また、公共調達の際は町内業者を優先して購入するなど地元企業の受注機会の拡大に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R4 実績)	目標値 (R10 目標)	SDGs
町内企業への公共事業等の受注割合※	74%	80%	

※町内事業所が受注できない業務は、集計から外して算出。

《第2次北栄町まちづくりビジョン》

## ②地域に貢献する事業者の意識を高める取り組み

総合評価競争入札では、地域貢献度（防災協定・除雪業務・ボランティア実績）を考慮していますが、地域貢献の意識が高まる仕組みづくりに取り組みます。さらに、事業者が安全で安心して暮らせるまちづくりに貢献していることを住民に対し理解を深める取り組みを実施します。

### （地域貢献の例）

- ・災害に強いまちづくりへの取り組み
- ・環境へ配慮した事業活動、職場体験、イベントにおける体験会参加協力
- ・職場体験の受け皿づくり
- ・イベントにおける職場体験の推進（建前・金属加工体験・建設機械乗車体験等）
- ・子どもかけこみ110番（小中学生の防犯・トイレの利用の協力）
- ・あいさつ運動推進事業所
- ・ほくえい見守り安心ネット

## ③地元商店の利用・販売促進に向けた運動の取り組み

地元商店の買い物で利用できる「ほくほくカード」の普及促進を図ることにより、「地産地消」ならぬ「地産地活」で地域経済の活性化を目指します。

## （6）コーディネート機関の活用

中小企業支援拠点を北栄町商工会に置き、複業人材のマッチング等どのような機関

があり、どこに相談すればよいかすぐに分かるよう連絡・相談・連携がしやすい体制づくりを実施します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R4 実績)	目標値 (R10 目標)	SDGs
北栄町商工会加入者数	400 社	380 社	

《第2次北栄町まちづくりビジョン》

#### (7) 学校での取り組み

「地域探究」や「わくわく大栄」、「わくわく北条」などの職場体験を通し、地元の子どもたちが幼い頃から地場産業、地元商品に関心を持ち「ふるさとを思い、地域を守る」という意識形成を図ります。

また、鳥取中央育英高校等においては、令和5年度から将来を支える人材を地域と一緒に育てるという視点で長期休暇を活用したアルバイトの取組を進めます。企業人材と高校生の出会いを進め、働くことの意義を理解し将来の進路選択に役立ててもらいます。

また、北栄町企業ガイドブックを学校の図書館に置いてもらうことで、地元企業を身近に感じる機会をつくります。それにより、地元での就職や創業に関心を持ち、若年層の視点から、同世代に支持されるビジネスを形づくり、未来の産業を創り出す意識の醸成を行います。

重要目標達成指標 (KGI)	現状値 (R4 実績)	目標値 (R10 目標)
高校卒業後、地元を離れたが将来は地元に戻って就職したいと思う人の割合 ※成人式アンケート	53.9%	55%

《第2期北栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略》

## (8) 企業の求める人材と求職者のマッチング

全国の方が北栄町に興味をもち、観光・農業への関心から I J U ターン、定住者・就業者の増加へつなげるために、ホームページの充実を行うとともに SNS を活用し、アクセス回数の増加を図ります。

国のハローワーク、県立ハローワーク・ふるさと鳥取県定住機構等と連携し、就職情報を得やすい環境を整えるとともに、北栄町企業ガイドブックを発行し地元企業に興味をもっていただけるよう情報発信します。

また、自社では補えない人材育成・開発のため、都市部の人材を登用する事業者に対し支援をします。

生産人口の減少に対する労働力不足に対しては、今後、隙間時間を活用した「おてつたび」等の地域に必要とされる労働力の確保に係る取り組みの周知に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R4 実績)	目標値 (R10 目標)
職業能力向上研修者 (町内受講者) の正規雇用者数	7 人 / 年	37 人 / 5 年
企業立地促進奨励金利用雇用者数	1 人	33 人 / 5 年

《第2期北栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略》



## (9) 企業と連携した誰もが働きやすい環境づくりの推進

障がいのある方が特性に応じた職業に就くことができるようハローワーク等との連携により啓発を行い、障がい者雇用の促進に取り組みます。

また、従業員の仕事と家庭の両立を応援するため、あらゆるハラスメントを防止するための研修会の実施や、女性ならではの困りごとに関する相談窓口の設置、並びに働き方改革による勤務体系・業務内容の見直しやDX化による業務効率化を事業所に呼びかけます。あわせて、働き方改革サポートオフィス鳥取、とっとり働き方改革支援センターによる支援窓口の周知を行います。業務内容の見直し・業務効率化は、業務負担の軽減や省力化の検討につながるなど、女性だけでなく全ての従業員へのワークライフバランスの配慮につながります。

さらに、子育て世帯が働きやすい職場の環境づくりとして、経営者が自らイクボス・

ファミボス宣言をし、率先して子育てに協力することを呼びかけます。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R4 実績)	目標値 (R10 目標)	SDGs
イクボス・ファミボス宣言取り組み町内企業数	18 社	30 社	
男女が平等に参加できる社会づくりに対する満足度 ※町民アンケート	数値なし ※調査は令和7年度に実施 ※ (R1) 51.9%	70.0%	

《第2次北栄町まちづくりビジョン》

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R4 実績)	目標値 (R10 目標)
育児について相談したり、話したりする人があると答える人の割合	97.3%	100%

《第2期北栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略》

#### (10) 事業承継の取り組み

空き店舗・工場・倉庫・土地の活用について、個人情報に配慮しながら、基本的な情報をホームページ等により探しやすくし、個別相談で対応できる体制をつくります。

さらに鳥取県事業引継ぎ支援センターとの連携を行い承継しやすい環境づくりを進めるための相談窓口の周知や、北栄町商工会と鳥取県中部商工会産業支援センターが実施したアンケート等を活用した企業訪問を行います。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R4 実績)	目標値 (R10 目標)	SDGs
事業承継相談件数	47 回	300 回/5 年	
実事業承継件数	3 社	20 社/5 年	

## (11) 創業支援の取り組み

I J U ターンによる創業を促進するため、移住相談会等で本町の創業支援事業および本町ならではの特色のPRを行います。

また、ふるさと納税等の国の施策、クラウドファンディングを活用した創業支援・空き店舗・古民家の活用を支援します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R4 実績)	目標値 (R10 目標)	SDGs
町内起業者数	11 件	30 社/5 年	
町内起業者数 (創業支援事業)	5 社/年	15 社/5 年	
移住相談会へ参加	6 回/年	10 回/年	
移住者数 ※補助事業を活用した人数	63 人/年	75 人/年	

《第2次北栄町まちづくりビジョン》

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R4 実績)	目標値 (R10 目標)
特定創業支援認定者数	4 件	25 件/5 年

《第 2 期北栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略》

(12) 「道の駅ほうじょう」の開業、山陰道（北条道路）全線開通（予定）、青山剛昌ふるさと館のリニューアルを機運とした商工の振興

令和 7 年「道の駅ほうじょう」の開業を皮切りに、山陰道（北条道路）全線開通（予定）、青山剛昌ふるさと館のリニューアルと地域がより一層活性化していくことが期待されています。

「道の駅ほうじょう」等の施設への集客数の増加に対して、特産品を使った加工品の開発の機運が高まっていくと予想されることから、6 次産業化支援による高付加価値商品の開発や販路開拓、商工業者と農業者との連携による付加価値やブランド力の向上をより一層図っていきます。また、青山剛昌ふるさと館のリニューアルを契機に、宿泊施設・飲食店舗への需要がますます高まると予想されることから、観光客滞在につながる宿泊業や飲食業を開業する事業者への支援を行っていきます。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (R4 実績)	目標値 (R10 目標)
6 次産業化に係る新たな商品開発件数	1 件/年	15 件/5 年

※道の駅北条公園のリニューアルオープン（令和 7 年 4 月予定）に向け、開発件数が増加する見込みです。

《第 2 期北栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略》

(13) 関係産業団体との連携

関係団体と協力し、A I（人工知能）、I o T（モノのインターネット）、I C T（情報伝達技術）の活用に係る研修会・勉強会の開催など多様な情報収集を行い、情報発信します。

#### (14) 小規模企業に特に配慮した施策

町に提出する書類について可能な限り書類の簡素化を図ります。

### 第3節 今後の展開

人口減少社会における労働力確保において、事業者が必要とする人材の確保を支援するとともに、外部人材の知見を活かし、DXに取り組むことで業務の効率化、省力化を進めていく必要があります。

また、DX化や脱炭素化といった社会環境の変化に対応するため、都市部の外部人材の知見を活用した複業人材の活用を推進していきます。併せて複業をはじめ、地域貢献等の多様な形で、地域と関わりを持つ都市部人材の知識・知見により経営課題の解決を図れるよう都市部企業との連携を行い、町内企業・地域の活性化に努めていきます。

町民の公益的活動の支援と地域の消費拡大を目的とした「ほくほくカード」を活用した新しい社会インフラの構築や、AIを活用した接客、商品管理、業務の省力化など最先端技術を取り入れた産業の活性化及び利便性の向上を目指します。

地域貢献が果たせてこそ商売は成り立つという考え方を地域づくりの柱として推進していき、企業が地域を支える仕組みをつくります。そして、その企業を地域が一体となり支える循環型社会の形成を目指します。

## 参考資料

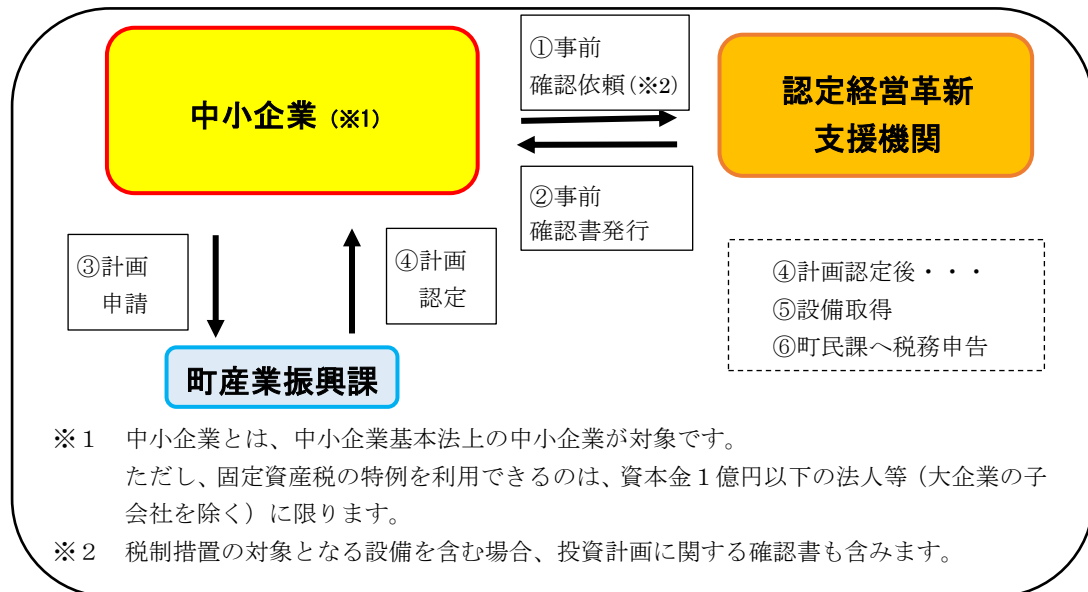
### 1. 北栄町の中小企業・小規模企業振興施策の概要

#### ●中小企業等経営強化法に基づき町が策定した導入促進基本計画に定められた機械・設備について固定資産税ゼロとする条例及び制度

##### <制度の概要>

中小企業が生産性の向上を目的とした設備投資をする場合に、その設備の導入計画を事前に町に提出し認定を受けることで、その設備にかかる固定資産税がゼロになるなどの支援を受けることができます。

##### <申請の流れ>



##### <導入促進計画の概要>

- ・労働生産性に関する目標：年率3%以上向上すること
- ・対象地域：北栄町内全域
- ・対象業種、事業：全ての業種および事業
- ・導入促進基本計画の計画期間：国の同意の日から5年間
- ・先端設備導入基本計画の計画期間：3年間、4年間または5年間

## ＜先端設備等導入計画の主な要件＞

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	<p>計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で、労働生産性が年平均3%以上向上すること</p> <p>【労働生産性の算定式】</p> $\frac{\text{（営業利益＋人件費＋減価償却費）}}{\text{労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）}}$
先端設備等の種類	<p>労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備</p> <p>【減価償却資産の種類】</p> <p>機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア</p>
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入促進指針及び導入促進基本計画に適合するものであること</li> <li>・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</li> <li>・認定経営革新等支援機関（商工会等）において事前確認を行った計画であること</li> </ul>

## ●企業立地及び雇用促進奨励金

町内に工場の新設・増設を行う（投下固定資産総額300万円以上）事業者を支援します。

## ・企業立地促進奨励金

設備投資に係る固定資産税相当額を3年間交付

## ・雇用促進奨励金

新・増設時に町内に住所を有する新規常用雇用者を6か月以上継続雇用した場合、1人につき30万円（上限600万円）を交付

### ●創業支援事業補助金

町内で新しく事業を開始される方を支援します。(現在事業を営んでいない個人が対象)

- ・ 事業所開設支援事業      補助率 1/2    上限 100 万円 (加算要件あり)
- ・ 経営支援事業              補助率 1/2    上限 50 万円
- ・ 雇用促進事業              町内在住者の新規常用雇用 1 人につき 30 万円  
(上限 3 人)

### ●由良宿まちづくり活性化支援事業補助金

由良宿地域で創業・第 2 創業・移動販売される方を支援します。(飲食業、宿泊業、小売業が対象)

- ・ 事業所開設支援事業      補助率 1/2    上限 150 万円 (加算要件あり)
- ・ 経営支援事業              補助率 1/2    上限 50 万円
- ・ 雇用促進事業              町内在住者の新規常用雇用 1 人につき 30 万円  
(上限 3 人)

### ●はじめての複業活用支援補助金

複業を求める都市部人材とのマッチングを通じて、初めて複業人材から技能等の提供を受けて経営課題解決や事業進展を図ろうとする町内事業者を支援します。

- ・ 複業人材への報酬・業務委託料      補助率 1/2    15,000 円/月 × 最大 3 か月分
- ・ 複業人材への交通費                  補助率 1/2    30,000 円 (最大 1 往復分)

### ●小口融資貸付事業

設備・運転資金の融資制度です。町が資金の一部を預託し、審査のうえ、金融機関から貸付を受けられます。

利率 1.66 % ( R5. 4. 1 現在) 融資上限 2,000 万円

### ●マル経融資等利子補給補助金

町内事業者が、マル経融資（小規模事業者経営改善資金）、衛経融資（生活衛生改善資金）を受けた場合、借入から3年間、利息の1/2を補助します。

### ●鳥取県北栄町若者等交流推進モデル事業

都市部の学生等と北栄町を、お手伝いを通じて繋ぐ「おてつたび」を活用し、新たな発想や繋がりを創出し、魅力・活力あるまちづくりを目指す。

「おてつたび」は、「お手伝い」と「旅」を組み合わせたマッチングサイト。

- ・ マッチング手数料・参加者の保険料 全額補助
- ・ 宿泊場所の提供 上限 5,000 円/泊
- ・ 送迎・食事の提供（任意） 定額 500 円/泊

### ●まちの新たな賑わい創出支援事業

新たな賑わい創出に向けて、町が指定する遊休地や空き施設に、小売、飲食店舗や宿泊施設を進出しようとする事業者の動きに対して、サウンディング型市場調査を行うことで、市場性を把握し、アイデアを収集する。調査を経て、進出を決定した事業者を対象に、初期費用を支援する。

- ・ サウンディング型市場調査、パンフレット作成

### ●空き家活用社宅補助事業

労働力の確保を図るため、空き家情報バンクに登録された空き家を活用して、町外の従業員に社宅を提供する町内事業者に対して、社宅改修費用を補助する。

- ・対象 200万円以上の社宅改修、補助額 50万円

### ●道の駅商品開発等支援事業

令和7年4月の道の駅ほうじょう開業に備え、出品を目的とした商品開発等を支援する。

- ・補助率 2/3、上限額 30万円

### ●返礼品開発等支援補助金

ふるさと納税返礼品開発・改良にかかる経費の支援を行う。

- ・補助率 2/3、上限額 30万円

### ●省エネルギー普及啓発事業

町民・事業者の省エネ・脱炭素意識の定着と実践機運醸成を図るためのワークショップ等を開催

- ・普及啓発ワークショップ、イベントを開催

## 2. 北栄町中小企業・小規模企業振興基本条例

平成30年3月19日

条例第3号

北栄町は、鳥取県の中央に位置し、北には日本海に面した白砂青松の景色が広がる北条砂丘、南には肥沃な黒ぼく土の丘陵地帯が広がり、豊かな自然を活かして、農業を中心として先人たちが巧みに産業を育んできました。平成の合併により、旧大栄町と旧北条町の人、もの、情報、歴史、文化を調和させながら、まちづくりに取り組んできたところですが、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震では、住民、行政だけでなく、地元企業の人員・技術・機械・資材の供給等の献身的な協力により、厳しい局面を乗り越えました。災害に強いまちづくりをすすめる、優れた技術、技能、文化を次世代に引き継ぐためには、地域活性化の下支えをしている本町の事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業を地域全体で発展させていくことが改めて重要となっています。一方、社会情勢の急激な変化により、少子高齢化、若者の定着率と人口の減少、地域経済の縮小という地域の課題を抱える中で、中小企業振興に係る法律の改正及び地方創生を推進する立場から、中小企業・小規模企業の活力を支援する取り組みを、事業者、町民、町、支援団体、金融機関及び教育機関がそれぞれの役割を明確にしなが、協働し、推進していかなければなりません。このため、本町では中小企業・小規模企業の支援の方針、役割等を明確にすることを目的に、中小企業が雇用、地域を守る人材の確保、事業活動を通じて地域の歴史、伝統文化及び文化を育む地域社会の担い手として貢献していることを全体で理解しながら、互いに支え合い、安心して豊かに暮らせるまちとして発展するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が北栄町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、町の責務、事業者及び商工会の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業・小規模企業の成長発展及びそ

の事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する事業者であって、北栄町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業とは、中小企業及び小規模企業(以下「中小企業・小規模企業」という。)以外の事業者で、町内に事業所を有するものをいう。
- (4) 商工会とは、商工会法(昭和35年法律第89号)の規定に基づく商工会であって、町内に事務所を有する「北栄町商工会」をいう。
- (5) 支援団体とは、商工会、中小企業団体中央会その他中小企業・小規模企業の支援を行う団体で、町内において活動する団体をいう。
- (6) 金融機関とは、銀行、信用金庫、その他金融業を行うもの及び信用保証協会等で町内に所在するもの又は町内で事業活動を行うものをいう。
- (7) 教育機関とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を養成することを目的とする機関で町内に所在する機関又は町内で研究等を行う機関とする。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域の経済、雇用、歴史、文化及び災害時の対応を含めた安心して暮らせる社会を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、中小企業・小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他関係機関との連携を図り、中小企業・小規模企業の成長発展及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

(基本計画の策定)

第4条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業・小規模企業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 町は、基本計画を定めるにあたり、あらかじめ、中小企業・小規模企業の意見及び商工会の経営発達支援計画を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、中小企業・小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び中小企業・小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、3年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 第2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第5条 第1条の目的を達成するため、第3条の基本理念に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営の安定及び革新に関する施策
- (2) 中小企業・小規模企業の経営基盤の整備に関する施策
- (3) 中小企業・小規模企業の受注機会の拡大・市場開拓に関する施策
- (4) 中小企業・小規模企業の人材育成・確保及び雇用の促進・安定に関する施策
- (5) 中小企業・小規模企業の働きやすい職場づくりに関する施策
- (6) 中小企業・小規模企業の事業承継の促進に関する施策
- (7) 新事業の創出及び起業支援に関する施策
- (8) 中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策
- (9) 中小企業・小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築
- (10) 中小企業・小規模企業に関する情報の収集及び提供
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(町の責務)

第6条 町は、第3条に定める基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- 2 町は、中小企業・小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めなければならない。
- 3 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、中小企業・小規模企業をはじめとする町内事業者の受注機会の増大に努めなければならない。
- 4 町は、施策の推進にあたり、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業の事情に配慮するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の役割)

第7条 中小企業・小規模企業は、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業は、商工会をはじめとする支援団体への加入に努めるものとする。
- 3 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 4 中小企業・小規模企業は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、災害発生時には町及び町民と互いに協力することとし、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 5 中小企業・小規模企業は、子育て及び介護支援等に配慮したワークライフバランスに関する取組みを行い、男女並びに障がい者を含めたすべての人がお互いを尊重し、共に働きやすい職場の環境づくりと雇用の促進に努めるものとする。
- 6 中小企業・小規模企業は、従業員の心身の健康が、生産性・創造性・継続性及び企業イメージの向上に重要な役割を担っていることを認識し、企業を支える従業員の健康づくりが効率的に実践される健康経営に努めるものとする。

(商工会の役割)

第8条 商工会は、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施について協力

するよう努めるものとする。

- 2 商工会は、国、県、町その他関係機関と連携し、中小企業・小規模企業に対するきめ細かな支援を行うよう努めるものとする。

(支援団体の役割)

第9条 支援団体は、中小企業・小規模企業の実態を把握し、専門性を活かし、情報提供や提案を行いながら、事業者の生産性の向上、技術力の確保、取引の拡大に向けた支援、人材育成及び確保に向けた取り組み等を行い、中小企業・小規模企業の振興に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、中小企業・小規模企業に適した資金供給、経営相談、有用な情報の提供等の支援を行うことにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第11条 教育機関は、職場体験、職業に関する理解を深める学習等を通して、健全な職業観及び勤労観の醸成に努めるものとする。

- 2 教育機関は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業及び大規模小売店舗設置者等の役割)

第12条 大企業及び大規模小売店舗設置者等は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に努めるものとする。

(1) 地域社会を構成する一員としての社会的責任及び影響を自覚することはもとより、中小企業・小規模企業が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業・小規模企業との連携及び協力に努めるものとする。

(2) 中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、町が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(3) 町内において生産、製造又は加工された産品を積極的に取り扱い、及び町内で提供されるサービス等の積極的な利用に努めるものとする。

(4) 商工会をはじめとする支援団体に加入するとともに、地域との共存共栄を図り、地域に貢献する活動を行うよう努めるものとする。

(商工業者と観光関係者、農業者等との連携)

第13条 町は、商工業の経営の向上を図るため、観光関係者並びに農業者等との有機的な連携を促進するものとする。

(町民の理解と協力)

第14条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の基盤形成、雇用環境の整備、歴史、文化及び災害時の協力等の町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、町内において生産され、製造され、又は加工される産品及び提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(施策の実施状況の検証・公表)

第15条 町は、毎年度、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況の検証、評価を行い、公表するものとする。

2 町は、前項の検証にあたっては、中小企業・小規模企業、商工会その他関係機関の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第16条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**北栄町中小企業・小規模企業振興基本計画**

発行年月：令和6年3月

発行：北栄町

編集：北栄町産業振興課

〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

電話：0858-37-3153 FAX：0858-37-5339

E-mail：sangyo@e-hokuei.net